

この生徒心得・規定は、生徒一人ひとりが互いに品性と知性を備えた豊かな人間性を養い、山陽中学校の生徒としての誇りを持ちつつ責任と義務を果たし、「活気・元気・心意気」のある学校生活を送るために定めるものとする。

絶えず自らをふり返りつつ、以下のことを心がけよう。また、常に誠意と山陽中学校の生徒集団の一員である自覚と責任感を持って行動しよう。

（１）礼 儀

- ① 礼儀は真の心の表れであり、人として最も大切なものです。集団の一員としての自覚を持ち、常に素直な気持ちと謙虚な態度をもって人と接するようにしよう。
- ② 小中一貫「み・そ・あ・じ」の徹底を心がけよう。
「み」みだしなみを整え、清潔感ある身だしなみで生活しよう。
「そ」そうじを一生懸命に取り組み、美しい環境を整えよう。
「あ」あいさつ「おはようございます」「こんにちは」「さようなら」等、人と接するときは、さわやかな態度で常に礼を重んじ、正しい言葉遣いを心がけよう。
「じ」じかんを守り、余裕をもって行動できるように心がけよう。
- ③ 生徒指導指針「日常五心」を心がけ、相手を思いやり、感謝の心を持って自ら進んで行動できる態度を身につけよう。
一、「はい」という素直な心 一、「すみません」という反省の心
一、「おかげさま」という謙虚な心 一、「私がします」という奉仕の心
一、「ありがとう」という感謝の心
- ④ 職員室の出入りは、礼儀正しくしよう。

（２）服装規定

- ① 冬服については、ブレザー・スラックスを標準とし、申請者はスカートを着用する。また、ブレザー内には長袖ポロシャツ、ネクタイを着用する（上着、ネクタイ不用時のポロシャツは外に出して着用してもよい）。防寒として、華美でないVネックスクールセーター・カーディガン・ベスト、スクールタイツ（ベージュ・黒・紺）を着用してもよい。
- ② 夏服については、半袖ポロシャツ、スラックス、申請者はスカートを着用する。半袖ポロシャツは外に出して着用してもよい。
- ③ 合服については、長袖ポロシャツ、スラックス、申請者はスカートを着用する（上着、ネクタイ不用時のポロシャツは外に出して着用してもよい）。
※肌着は衛生面に留意し、上から透けて見えないものを着用する。
※冬服、夏服、合服の衣替えは、気候や体調に合わせ、家庭で判断してください。
- ④ スラックスには、学生ベルトを着用する。
- ⑤ 衣服（制服・体操服等）は正しく着こなし、「だらしない」と思われるようなルーズな服装をしない。
- ⑥ 名札やネクタイは所定の位置に必ずつける。
- ⑦ スクールソックスは白・黒・紺・グレー・ベージュの無地またはワンポイントとし、長さは問わない。
- ⑧ 通学用のシューズは、白・黒・紺・グレー・ベージュを基調とした運動靴とする。
- ⑨ 上靴・体育館シューズは、学校指定のもので使用場所を区別する。
- ⑩ 登下校は原則として制服・安全タスキを着用する。また、用事がある学校へ来るときは、登校時に準じる（朝練習および放課後・休日の活動に参加する登校・下校時については、各部活動において許可を得ているジャージ等を着用しても良い。安全タスキは必ず着用する）。
- ⑪ 通学用カバン、サブバッグは学校指定のものとする。
- ⑫ アクセサリー（装身具：ピアス、ネックレス、指輪等）はつけない。
- ⑬ 登下校の防寒用に華美でない手袋・マフラー等を着用してもよい。

(3) 頭髪規定

- ① 髪を染めない、髪の色を抜かない、パーマをかけないなど技巧を凝らさない。
- ② 視力を損なわないために、前髪は目にかからないようにし、清潔感のある髪型にする。
- ③ 髪が肩にかかるようになったら、華美でないゴムで束ねる。また、髪どめなどに華美なものやアクセサリーは使わない。常に中学生らしい、爽やかなヘアスタイルを心がける。整髪剤は学校に持ち込まない。

(4) 登下校の規定

- ① 8時15分には通用門をくぐり、20分から始まる「ひめじ学びタイム」に間に合うように、時間にゆとりを持って登校する。
- ② 登校後、下校するまでは校外に出ない（特別な事情がある場合は、学校の許可を得る）。
- ③ 自転車通学は禁止とし、徒歩で通学する（特別な事情がある場合は、学校の許可を得る）。山陽中学校から2.8 km以上の生徒のみ自転車通学が許可されています。
- ④ 登下校中は買い食いや寄り道をしない。また、特別な事情がない限り、登下校中の量販店立ち入りを禁止する（校区内量販店と申し合わせています）。
- ⑤ 下校時刻を厳守する。完全下校時刻は右の通りとする。
- ⑥ 定期考査の1週間前から原則として部活動を中止とする（教育相談週間）。ただし、例外として公式試合やそれに準ずる大会等を控えている場合は、保護者の承諾を絶対条件とし、職員の上の了承を受け、1時間程度練習することができる。

◇3月（中旬）～9月	18：30
◇10月・2月	18：00
◇11月・1月	17：30
◇12月	17：00

(5) 所持品

- ① 所持品、衣類などには学年・組・名前を必ず記入する。
- ② 危険物・ゲーム用具・携帯電話・スマホ等、学校生活に不必要なものは持参しない。また、貴重品や金銭は特別な事情がない限り持参しない。保護者や先生の上の了解を受けて、前記のものを持参した場合は、必ず朝のうちに先生に提出するか、保管を依頼して預けること。
- ③ 拾得品、紛失品があったときは、すぐに先生に連絡する。
- ④ 所持品は大切に扱う。
- ⑤ 金品の貸し借りはしない。

(6) 学習

- ① 朝学活前の「ひめじ学びタイム」では、自主的に学習に取り組む。
- ② 自分を磨くために、目的意識を持って学習に励む。
- ③ 始業の合図の前に席につき、静かに学習を始める。
- ④ 授業の始めと終わりには起立して、大きな声できちんとあいさつをする。
- ⑤ 家庭学習を計画的に行い、課題等、提出物は必ず期日を守る。
- ⑥ 移動教室や終学活終了後、日番は責任を持って戸締まりと消灯をする。

(7) 校地・校舎の美化・愛護

- ① すすんで校地内の美化に努め、樹木、草花などを愛護する。
- ② 設備や備品等を大切に扱う。万が一、破損させた場合は先生に申し出る。事由により弁償する責を負う場合がある。
- ③ 清掃は全員が協力し、手際よく、時間いっぱいかけて美しくする

(8) 出欠等に関する届

- ① 欠席、遅刻、早退をする際は、必ず学校に連絡を入れる（朝8：00までに連絡を）。なるべくグーグルフォームでの連絡も受け付けています。
- ② インフルエンザ等の感染症にかかった場合は、速やかに学校に届け出る。登校する際は、必ず医師の診断及び規定に沿うようにする。
- ③ 住所、その他周辺に異動のあるときは、事前に学校に届け出る。

(9) 校内生活について

- ① 学校内の指示や伝達に十分注意し、学校での配布物は必ず保護者に見せる。
- ② 学校での出来事は、積極的に先生と保護者に報告・連絡・相談しよう。
- ③ 上ばき、下ばき、体育館シューズの区別をする。
- ④ どんな時も時間のゆとりを持って行動するなど、集団生活の基本である「時間を守る」ことを常に意識し、自他の時間を大切にしよう。
- ⑤ 教室で暴れる、廊下を走るなど怪我や事故のないよう、また、常に「人」・「物」・「時間」を守った言動に留意し、自他ともにおもいやりを持った、落ち着いた学校生活を送ろう。

(10) 校外生活について

- ① 人や物に危険を及ぼすような遊びは禁止する。かけがえのない命を大切にしよう。
- ② 法律で禁止されている行為（飲酒・喫煙・薬物の乱用・刃物等の所持・無資格運転）は絶対にしない。
- ③ 交通ルールやマナーを守り、絶対に事故を起こさない。
- ④ 量販店や他人の敷地内に入らない、また公共施設等で蟻集（複数人でたむろすること）して迷惑をかけない。
 <ルール>・・・これを守らない場合、罰せられる。
 <マナー>・・・これを守らない場合、人に不快感を与えたり、迷惑をかける。
- ⑤ 規則正しい生活を心がけ、「夜間外出」「夜更かし」「友人同士での外泊」「無断外泊」「深夜徘徊」「夜間の友人宅訪問」等をしない。
- ⑥ アルバイトは禁止するが、積極的に家の手伝いをしよう。
- ⑦ 外出するときは、行き先・用件・帰宅時間・交友等を家の人に告げ、許可を得る。
- ⑧ また、帰宅後は必ず報告する。
- ⑨ 携帯電話（スマホ）やインターネット等の利用については使用のルール・約束などは保護者が決めてください。出会い系サイト等の悪質なサイトは絶対に使用しない。また、ワンクリック詐欺やフィッシングサイト、オンラインサイトにおけるゲームアイテム購入に係る高額請求、SNSを利用した不特定多数との交遊などのネットトラブルに巻き込まれないように気をつけよう。
 ネットの使い方（ネット上の交遊）によっては、誰もが「被害者」にも「加害者」にもなります。
 「ネット上の書き込みは匿名の世界」・「ネット上は現実とは違う架空（バーチャル）の世界」という意識・感覚は大きな間違いです。正しい知識と感覚、判断力、ネットモラルを身につけ、自分の行動に自覚と責任を持ち、ネット社会に生きる資質を身につけよう。
- ⑩ JRを利用する際、学割が適用される。
 必要な場合は担任の先生に申し出て、学割証明書を発行してもらう。101km以上が対象となり2割引となる。
- ⑪ 地域の一員としての自覚を持って、各地区での行事には進んで参加し、地域の人々との交流を深めよう。

★常に山陽中学校の生徒であるという自覚を持って行動しよう。

★中学生として非常識な行為、法律に違反する行為（反社会的行為・非社会的行為）、マナーに反する行為は絶対にしてはいけません。

いじめ・暴力、不登校や虐待、DVなどの教育課題については、家庭との連携を基本とし、保護者（緊急性と必要性に応じては各関係機等）と連絡・相談を密にしながら、指導・支援にあたります。

「学校は社会の縮図である」の言葉どおり、9年間の義務教育において、中学校3年間は社会へ出るための重要な準備期間です。教職員が一丸となり、全校生徒が「活気・元気・心意気」のある人間として、社会の一員へと巣立っていけるよう、粘り強く指導して参ります。